



熊本県公報

第 1 1 8 9 1 号

平成 22 年 3 月 19 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	(建築課) 2
○熊本県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則	(水産振興課) 3
告 示	
○漁船保険義務加入の同意の承認(網田加入区)	(団体支援総室) 3
○漁船保険義務加入の同意の承認(二見加入区)	(") 3
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障害者支援総室) 3
○熊本県光化学スモッグ緊急時対策実施要項の一部を改正する要項	(環境保全課) 4
○家畜伝染病予防法に基づく家畜伝染病検査の実施	(畜産課) 4
○救急医療機関の認定	(医療政策総室) 5
○悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定の一部改正	(環境保全課) 6
○環境基本法に基づく新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の指定の一部改正	(") 6
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援総室) 6
○指定介護予防サービス事業者の指定	(") 6
○指定居宅サービス事業者の指定	(") 6
○指定介護予防サービス事業者の指定	(") 7
○指定居宅サービス事業者の指定	(") 7
○指定介護予防サービス事業者の指定	(") 7
○道路の区域変更	(道路保全課) 7
○道路の供用開始	(") 8
公 告	
○争議行為の予告	(労働雇用総室) 8
○県営土地改良事業計画の変更	(農村計画・技術管理課) 9
○県営土地改良事業計画の変更	(") 9
○県営土地改良事業計画の変更	(") 9
○県営土地改良事業計画の変更	(") 10
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 10
○争議行為の予告	(労働雇用総室) 10
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 11
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(") 11
登 載 依 頼	
○収支報告書の一部訂正に伴う収支報告書の要旨の公表	(選挙管理委員会) 11
○熊本県立教育センター規則の一部を改正する規則	(教育政策課) 12
○熊本県立青少年の家条例施行規則の一部を改正する規則	(") 13
○熊本県立装飾古墳館条例施行規則の一部を改正する規則	(") 13
○第 4 回熊本県医療審議会の開催	(熊本県医療審議会) 13
○熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会) 13
○熊本県職員の任用に関する規則の施行規程の一部を改正する規程	(") 14
○熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	(") 14
○熊本県職員の時間外勤務手当等に関する規則	(") 14
○熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	(") 16
○熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程	(") 17
○第 18 回熊本県地域福祉推進委員会の開催	(熊本県地域福祉推進委員会) 19
○熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第 4 条第 1 項第 4 号に規定する日及び地域を定める規則の一部を改正する規則	(警察本部生活環境課) 19
○熊本県公安委員会公印規則の一部を改正する規則	(警察本部生活安全企画課) 19

規 則

熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 2 年 3 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 1 0 号

熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則
熊本県建築基準法施行細則（昭和 5 4 年熊本県規則第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「第 7 条の 3 第 2 項」を「第 7 条の 3 第 1 項」に改める。
第 1 8 条の 3 の表中「、下益城郡城南町」及び「、鹿本郡植木町」を削る。
別記第 2 6 号様式を次のように改める。

別記第26号様式(第17条関係)

既存不適格建築物工事計画報告書

既存不適格建築物に関する工事の計画を次のとおり報告します。

年 月 日

建築主 住所
氏名 印
(名称及び代表者氏名)
連絡先

調査者 事務所名称
氏名 印
連絡先

建築主事 様

1 敷地の位置	地名及び地番				
	用途地域		その他の地域、地区、区域等		
	防火地域				
2 主要用途			3 構造		
4 工事の種類別			5 新築年月日	年 月 日	
	(A) 基準時の数値	(B) 今回の報告時までの増減	(C) 今回の報告に係る増減	((A)+(B)+(C)) / (A)	基準時年月日
6 敷地面積	m ²	m ²	m ²		
7 建築面積	m ²	m ²	m ²		
8 延べ面積	m ²	m ²	m ²		
9 法第48条関係	作業場の床面積	m ²	m ²	m ²	年 月 日
	原動機の出力	K. W.	K. W.	K. W.	
	機械の台数	台	台	台	
	容器等の容量	1	1	1	
10 法第 条不適格関係					年 月 日
11 法第 条不適格関係					年 月 日
12 法第 条不適格関係					年 月 日
13 法第 条不適格関係					年 月 日
14 法第 条不適格関係					年 月 日
15 特記事項					

※ 受 付 欄	※ 摘 要

備考 ※印欄は、記入しないこと。

附 則

この規則は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。ただし、第 2 条第 4 項の改正規定及び別記第 26 号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

熊本県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 19 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 11 号

熊本県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

熊本県内水面漁業調整規則（平成 7 年熊本県規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 35 条第 1 項第 2 号中「下益城郡城南町」を「熊本市城南町」に改める。

別表緑川の部緑川の項区域の欄中「下益城郡城南町」を「熊本市城南町」に改め、同表菊池川の部合志川の項区域の欄中「鹿本郡植木町大字伊知坊」を「熊本市植木町伊知坊」に、「同町大字伊知坊」を「同市植木町伊知坊」に改める。

附 則

この規則は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

告 示

熊本県告示第 278 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第 112 条第 1 項の規定による同意があったものと認めるので、法第 112 条の 2 第 3 項の規定により公示する。なお、平成 18 年 3 月 22 日熊本県告示第 291 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項の規定により平成 22 年 3 月 21 日限り消滅するので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 22 年 3 月 19 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

網田加入区

熊本県告示第 279 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第 112 条第 1 項の規定による同意があったものと認めるので、法第 112 条の 2 第 3 項の規定により公示する。なお、平成 18 年 3 月 22 日熊本県告示第 292 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項の規定により平成 22 年 3 月 21 日限り消滅するので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 22 年 3 月 19 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

二見加入区

熊本県告示第 280 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 51 条の規定により公示する。

平成 22 年 3 月 19 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類

介護センター あやとり 熊本市渡瀬六丁目7番54号	株式会社 あやとり 熊本市渡瀬六丁目7番54号 上田 涼子	平成22年 4月1日	4310100898	居宅介護 重度訪問介 護
------------------------------	-------------------------------------	---------------	------------	--------------------

熊本県告示第281号

熊本県光化学スモッグ緊急時対策実施要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成22年3月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県光化学スモッグ緊急時対策実施要項の一部を改正する要項
熊本県光化学スモッグ緊急時対策実施要項（平成20年熊本県告示第280号）の一部
を次のように改正する。
別表3有明保健所の項中「植木町」を「熊本市植木町の区域」に改め、

同表中

京町 錦ヶ丘 古町 天明 楡木	熊本市地域	熊本市	を
-----------------------------	-------	-----	---

京町 錦ヶ丘 古町 天明 楡木	熊本市地域	熊本市（熊本市植木町及び熊本市城南町の区域を除く。）	に改め、
-----------------------------	-------	----------------------------	------

同表宇土運動公園の項中「城南町」を「熊本市城南町の区域」に改める。

附 則

この要項は、平成22年3月23日から施行する。

熊本県告示第282号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、馬伝染性貧血、ふそ病、ひな白痢及び伝達性海綿状脳症検査を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公示する。

平成22年3月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、馬伝染性貧血、ふそ病及びひな白痢の発生とまん延を防止するとともに、生産段階における伝達性海綿状脳症の発生状況等を把握することで、畜産の振興を図る。

2 実施する区域及び期日

検査の種類	実施区域	実 施 期 日
ブルセラ病、結核病及びヨーネ病検査	熊本市	平成22年 5月10日から平成22年 6月30日まで
	〃	平成22年 9月13日から平成22年10月29日まで
	菊池市	平成22年 4月12日から平成22年 7月15日まで
	〃	平成22年 9月 7日から平成22年11月29日まで
	西原村	平成22年 4月12日から平成22年11月26日まで
	山江村	平成22年 6月 7日から平成22年 6月11日まで
	あさぎり町 天草市	平成22年10月 4日から平成22年10月22日まで 平成22年 6月 1日から平成22年 6月25日まで
馬伝染性貧血検査	熊本市	平成22年10月 1日から平成22年11月30日まで
	荒尾市	平成22年10月 1日から平成22年11月26日まで
	合志市	平成22年10月 1日から平成22年11月26日まで
	阿蘇市	平成22年 4月 1日から平成22年11月 6日まで
	阿蘇郡全域	平成22年 4月 1日から平成22年11月 6日まで
	あさぎり町	平成22年 7月 5日から平成22年 7月 9日まで

ふそ病検査	熊本市 宇城市 宇土市 八代市 御船町 甲佐町 山鹿市 阿蘇市及び阿蘇郡内全域 錦町 " 球磨村	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 平成22年7月5日から平成22年8月6日まで 平成22年5月1日から平成22年6月30日まで 平成22年9月1日から平成22年11月28日まで 平成22年4月12日から平成22年4月30日まで 平成23年3月7日から平成23年3月11日まで 平成22年5月10日から平成22年5月31日まで
ひな白痢検査	山鹿市 南関町 高森町 人吉市 山江村	平成22年11月1日から平成22年11月30日まで 平成22年11月1日から平成23年2月28日まで 平成22年10月1日から平成22年11月30日まで 平成22年4月12日から平成22年6月10日まで 平成22年4月12日から平成22年6月10日まで
伝達性海綿状脳症検査	県内全域	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

3 実施対象家畜の種類及び範囲

検査の種類	範 囲	摘 要
ブルセラ病、結核病及びヨーネ病検査	実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育されている乳用牛及びその同居牛並びに知事が指定する牛	疾病その他の理由により家畜防疫員が必要と認めたものについては、検査を猶予することがある。
馬伝染性貧血検査	実施区域内で飼養されている馬	
ふそ病検査	実施区域内で飼養され、転飼されるみつ蜂	
ひな白痢検査	実施区域内で種卵を生産する目的で飼養されている鶏	
伝達性海綿状脳症検査	(1) 生前に中枢神経異常又は起立困難若しくは起立不能を呈し家畜保健衛生所長が指示する牛及び牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第1項の規定による届出の対象となる牛。ただし、同条第2項ただし書に該当する場合を除く。 (2) 月齢又は推定年齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊	

4 検査の方法

- (1) ブルセラ病検査は、ブルセラ急速診断用菌液及び血清による急速凝集反応法により判定する。
- (2) 結核病検査は、臨床検査及びツベルクリン皮内反応法により総合的に判定する。
- (3) ヨーネ病検査は、血清を用いた酵素免疫測定法により判定する。
- (4) 馬伝染性貧血検査は、寒天ゲル内沈降反応法により判定する。
- (5) ふそ病検査は、蜂群について肉眼的及び塗抹標本を染色し、鏡検により細菌を検査する。
- (6) ひな白痢検査は、ひな白痢急速凝集反応法により判定する。
- (7) 牛の伝達性海綿状脳症検査にあつては酵素免疫測定法により、めん羊又は山羊の伝達性海綿状脳症検査にあつては独立行政法人動物衛生研究所においてウエスタンブロット法により判定する。

5 その他

- (1) 手数料は、熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)に基づき徴収する。
- (2) 天候その他やむを得ない理由があるときは、実施区域及び期日を変更することがある。

熊本県告示第283号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により次の

とおり救急病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。
平成22年3月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

救急医療機関

名 称	所 在 地	認 定 期 間
NTT西日本九州病院	熊本市新屋敷一丁目 17番27号	平成22年3月8日から 平成25年3月7日まで
十善病院	熊本市南熊本三丁目 6番34号	平成22年4月1日から 平成25年3月31日まで
医療法人東陽会東病院	熊本市出仲間五丁目2 番2号	平成22年6月26日から 平成25年6月25日まで
川野病院	熊本市大江六丁目25 番1号	平成22年6月26日から 平成25年6月25日まで
熊本脳神経外科病院	熊本市本荘六丁目1番 21号	平成22年9月30日から 平成25年9月29日まで
田嶋外科内科医院	熊本市田崎二丁目2番 48号	平成22年3月14日から 平成25年3月13日まで
国民健康保険宇城市民病院	宇城市松橋町豊福50 5	平成22年10月6日から 平成25年10月5日まで

熊本県告示第284号

昭和49年2月28日熊本県告示第167号（悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定）の一部を次のように改正し、平成22年3月23日から施行する。
平成22年3月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 規制地域中「、城南町」及び「、植木町」を削る。

熊本県告示第285号

平成15年4月4日熊本県告示第375号（環境基本法に基づく新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の指定）の一部を次のように改正し、平成22年3月23日から施行する。
平成22年3月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 地域の類型をあてはめる範囲中「、植木町」を削る。

熊本県告示第286号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成22年3月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問看護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
熊本セントラル病院訪問看護ステーション 菊池郡大津町大字室955番地	医療法人潤心会	平成22年4月1日

熊本県告示第287号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成22年3月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問看護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
熊本セントラル病院訪問看護ステーション 菊池郡大津町大字室955番地	医療法人潤心会	平成22年4月1日

熊本県告示第288号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サー

ビス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年3月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所かぜの杜 八代郡氷川町鹿島1927番地	株式会社西福	平成22年3月11日

熊本県告示第289号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成22年3月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所かぜの杜 八代郡氷川町鹿島1927番地	株式会社西福	平成22年3月11日

熊本県告示第290号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年3月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
太陽シルバーサービス株式会社熊本北営業所 熊本市鶴羽田一丁目10番7号	太陽シルバーサービス株式会社	平成22年4月1日

(特定福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
太陽シルバーサービス株式会社熊本北営業所 熊本市鶴羽田一丁目10番7号	太陽シルバーサービス株式会社	平成22年4月1日

熊本県告示第291号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成22年3月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
太陽シルバーサービス株式会社熊本北営業所 熊本市鶴羽田一丁目10番7号	太陽シルバーサービス株式会社	平成22年4月1日

(特定介護予防福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
太陽シルバーサービス株式会社熊本北営業所 熊本市鶴羽田一丁目10番7号	太陽シルバーサービス株式会社	平成22年4月1日

熊本県告示第292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年3月19日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	有明倉岳線	天草市有明町楠甫字木場 632番5地先から 同所 3482番5地先まで	前	4.1 ～ 5.5	45.8	地防災 (落石 防護 及び法 面保護 工)
			後	6.0 ～ 12.4	45.8	
		天草市有明町楠甫字鶴山 3907番1地先から 同所 3908番地先まで	前	5.6 ～ 7.2	113.2	
			後	6.6 ～ 15.9	113.2	
		上天草市松島町教良木字石坂 1794番2地先から 同所 1794番2地先まで	前	5.0 ～ 6.9	75.9	
			後	5.3 ～ 20.5	75.9	
主要地方道	八代鏡宇土線	宇城市松橋町南豊崎字小屋迫 979番1地先から 同所 917番3地先まで	前	10.5 ～ 25.0	67.5	仮設道 路の撤 去
			後	10.0 ～ 12.5	67.5	
一般県道	瀬田熊本線	菊池郡菊陽町大字馬場楠字森ノ上 646番1地先から 同所 676番2地先まで	前	3.6 ～ 12.0	344.0	やさ道 交1地 (改築 による 拡幅)
			後	10.0 ～ 15.0	344.0	

2 区域を変更する期日 平成22年3月19日

熊本県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年3月19日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	原植木線	鹿本郡植木町大字有泉字小畑 657番1地先から 同町大字有泉字出口 827番1地先まで	93.6	緊道整 交安 (歩道 設置)

2 供用を開始する期日 平成22年3月19日

公 告

熊本県公告第136号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により健康保険病院労働組合八代総合病院支部支部長から平成22年2月26日付けで次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

平成22年3月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 争議行為の目的

- 次の要求内容の完全獲得
- (1) 重点要求事項
 - ア 3回以上の契約更新をした臨時職員については、希望に応じて正規雇用とすること。
 - イ 一方的労働協約破棄項目について、協定書どおり直ちに交渉を再開すること。
 - ウ 健康保険病院労働組合本部と社団法人全国社会保険協会連合会で取り交わされた再協定については、健康保険病院労働組合八代総合病院支部と健康保険八代総合病院間でも再協定すること。
 - エ その他の要求
 - (2) 継続要求事項
 - ア 増員・賃金・労働条件の改善
 - イ 臨時職員に関する要求
 - ウ 患者サービス向上に関する要求
 - エ 施設・設備の改善に関する要求
 - オ その他の要求
- 2 争議行為の日時
平成22年3月23日午前0時以降、本問題の要求解決に至るまでの期間
- 3 争議行為を行う場所
健康保険八代総合病院施設の全職場及び敷地
- 4 争議行為の概要
健康保険八代総合病院施設の全体又は部分的に連続を含むすべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為と、これに対する妨害排除のための一切の争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員については配慮する。

熊本県公告第137号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営鹿本北部二期地区（年の原工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成22年3月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類
変更後の県営鹿本北部二期地区（年の原工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成22年3月23日から平成22年4月19日まで
- 3 縦覧場所
山鹿市役所

熊本県公告第138号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営鹿本北部二期地区（五郎丸工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成22年3月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類
変更後の県営鹿本北部二期地区（五郎丸工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成22年3月23日から平成22年4月19日まで
- 3 縦覧場所
山鹿市役所

熊本県公告第139号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営鹿本北部二期地区（今村工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成22年3月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類
変更後の県営鹿本北部二期地区（今村工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成22年3月23日から平成22年4月19日まで
- 3 縦覧場所
山鹿市役所

熊本県公告第140号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営鹿本北部二期地区（桑原工区）土地改良事業（農用地の保全）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。
この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成22年3月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類
変更後の県営鹿本北部二期地区（桑原工区）土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成22年3月23日から平成22年4月19日まで
- 3 縦覧場所
山鹿市役所

熊本県公告第141号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成22年3月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
天草市本渡町広瀬字大矢崎5番109及び同5番110
53,979.05平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
天草市東浜町8番1号
天草市

熊本県公告第142号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により熊本県医療労働組合連合会執行委員長から平成22年3月2日付けで次のとおり争議行為を行う旨通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。
平成22年3月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 争議行為の目的
 - (1) 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・福祉・介護労働者の大幅増員。医師確保法制定、看護師職員確保法・基本指針の改正及び福祉人材確保基本指針の実効性確保
 - (2) 生活を守る賃金と雇用の確保。大幅な一時金の獲得、「成果主義賃金」及び「業績評価制度」の導入反対。不払い時間外労働の一扫。下請け・派遣労働の導入・拡大反対
 - (3) 医療・介護・社会保障の拡充。後期高齢者医療制度の中止・撤回。患者負担増大反対。医療費削減のための医療保険制度の改悪反対。安全・安心の医療・福祉の実現
 - (4) 国公立・公的・民間医療機関の統廃合など医療提供体制の縮小・合理化反対。住民本位の保健・医療・介護・福祉のネットワークの確立。職員の雇用の確保
 - (5) 200万人以上看護体制を保障する「第7次看護職員需給見通し」の策定。長時間・二交代制勤務反対。ILO看護職員条約の批准。2年課程通信制、各県一校の開設と受講保障、支援措置の確立
 - (6) 9条を中心とする憲法改悪阻止、国民投票法の具体化反対。自衛隊の海外派兵・有事法制の発動反対。核兵器廃絶、平和と民主主義の擁護。消費税など増税反対

- 2 争議行為の日時
平成22年3月25日から目的を実現するまでの間の連日又は短時間
- 3 争議行為を行う場所
 特定医療法人芳和会 くわみず病院（熊本市神水一丁目14-41）
 特定医療法人芳和会 本部事務所（熊本市神水一丁目14-41）
 特定医療法人芳和会 熊本県民医連事務所（熊本市神水一丁目14-41）
 特定医療法人芳和会 平和クリニック（熊本市本荘二丁目15-18）
 特定医療法人芳和会 くすのきクリニック（熊本市龍田五丁目1-41）
 特定医療法人芳和会 菊陽病院（菊池郡菊陽町原水字下中野5587）
 特定医療法人芳和会 水俣協立病院（水俣市桜井町二丁目2-12）
 特定医療法人芳和会 神経内科リハビリテーション協立クリニック（水俣市桜井町二丁目2-28）
 特定医療法人芳和会 八代中央クリニック（八代市永碓町1361）
 特定医療法人芳和会 天草ふれあいクリニック（天草市丸尾町16-34）
 株式会社健康共同ファルマ ひまわり薬局（熊本市神水一丁目20-7）
 株式会社健康共同ファルマ くすの木薬局（熊本市龍田五丁目1-43）
 株式会社健康共同ファルマ さくら薬局（水俣市桜井町二丁目2-19）
 株式会社健康共同ファルマ たんぼぼ薬局（菊池郡菊陽町原水字下中野5587-4）
 特定医療法人ピネル会 ピネル記念病院（熊本市佐土原一丁目8-33）
 社会福祉法人くまもと福祉会 特別養護老人ホームたくまの里（熊本市御領一丁目13-26）
- 4 争議行為の概要
救急外来患者及び入院中の重症患者のために最低必要な保安要員若干名を除く全組合員又は一部組合員によるストライキ、その他すべての争議行為

熊本県公告第143号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成22年3月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 宇城市松橋町大字久具字猫迫692番1、同696番1、同752番1、同753番1、同754番1、同754番3、同755番1、同756番3、同757番3、同758番3、同796番1、同796番3、同797番1、同797番2、同799番1、同800番1、同宇市ノロ1429番1並びに里道及び水路
 5,623.98平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 宇城市松橋町大野85番地
 宇城市

熊本県公告第144号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成22年3月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 合志市須屋字東畑2902番7
 201.81平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 熊本市山室五丁目1番23号102
 石原 大誠

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第14号

平成22年1月22日熊本県選挙管理委員会告示第7号（平成21年8月30日執行第45回衆議院議員総選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表）の一部を次のとおり変更する。
平成22年3月19日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 2 1 年 8 月 3 0 日 執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (熊本県第 1 区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

24,611,200円

3 報告書の要旨

候補者氏名	上野哲夫	所属党派	日本共産党	期 間	7月14日から	第 1 回分
出納責任者	井芹栄次		9月9日まで			
収入	1,723,644円			支出	1,723,644円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人 件 費	840,000	
日本共産党熊本県委員会	政党	1,003,644		家 屋 費	427,860	
重松淳平	団体職員	120,000		選挙事務所費	427,860	
安達純子	団体職員	120,000		集合会場費		
上山義光	団体職員	120,000		通 信 費	18,735	
山田順子	無職	120,000		交 通 費	45,886	
荒木正信	無職	120,000		印 刷 費	150,174	
本合正子	無職	120,000		広 告 費	996	
				文 具 費	125,067	
その他の寄附		0		食 糧 費		
その他の収入		0		休 泊 費	114,926	
今 回 計		1,723,644	今 回 計	雑 費	1,723,644	
前 回 計		0	前 回 計		0	
総 計		1,723,644	総 計		1,723,644	
報告書受理年月日	平成21年9月14日				第 1 回目	

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 2 1 年 8 月 3 0 日 執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (熊本県第 1 区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

24,611,200円

3 報告書の要旨

候補者氏名	上野哲夫	所属党派	日本共産党	期 間	9月9日から	第 2 回分
出納責任者	井芹栄次		10月22日まで			
収入	2,331,253円			支出	2,331,253円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人 件 費	840,000	
日本共産党熊本県委員会	政党	607,609		家 屋 費	427,860	
				選挙事務所費	427,860	
				集合会場費		
				通 信 費	44,013	
				交 通 費	498,750	
				印 刷 費		
				広 告 費		
				文 具 費		
				食 糧 費		
				休 泊 費	64,846	
その他の寄附		0		雑 費	607,609	
その他の収入		0			1,723,644	
今 回 計		607,609	今 回 計		2,331,253	
前 回 計		1,723,644	前 回 計		1,723,644	
総 計		2,331,253	総 計		2,331,253	
報告書受理年月日	平成21年11月6日				第 2 回目	

熊本県立教育センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 2 年 3 月 1 9 日

熊本県教育委員会委員長 古 庄 文 子

熊本県教育委員会規則第 3 号

熊本県立教育センター規則の一部を改正する規則
熊本県立教育センター規則 (昭和 4 6 年教育委員会規則第 1 8 号) の一部を次のように改正する。
第 7 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第 1 2 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則
(施行期日)

この規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県立青少年の家条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年3月19日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文 子

熊本県教育委員会規則第4号

熊本県立青少年の家条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県立青少年の家条例施行規則（平成10年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
第7条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則
（施行期日）
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県立装飾古墳館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年3月19日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文 子

熊本県教育委員会規則第5号

熊本県立装飾古墳館条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県立装飾古墳館条例施行規則（平成3年教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。
第6条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則
（施行期日）
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県医療審議会公告第4号

熊本県医療審議会の会議を次のとおり開催する。
平成22年3月19日
熊本県医療審議会

会 長 北 野 邦 俊

- 1 開催日時
平成22年3月29日（月）
午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題
（1）医療法人の設立認可について
（2）医療法人の解散認可について
（3）救命救急センターの指定について
（4）へき地医療推進体制強化に伴う第5次熊本県保健医療計画の変更について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
（2）傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県医療審議会事務局（熊本県健康福祉部医療政策総室）
（電話096-333-2205）

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年3月19日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第8号

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の任用に関する規則（昭和46年熊本県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。
別表第1警察官採用試験の項を次のように改める。

警察官採用 試験	警察官 A	警察官の業務に従事 することを職務とす る職	1 試験の程度は、大学卒業程度を もって行う。 2 試験の区分は、男性・女性とす る。 3 試験の内容は、教養試験・論文 試験・人物試験・身体検査・体力 試験・資格調査・その他勤務遂行 能力を客観的に判断できる方法と する。
	警察官 B		1 試験の程度は、高等学校卒業程 度をもって行う。 2 試験の区分は、男性・女性とす る。 3 試験の内容は、教養試験・作文 試験・人物試験・身体検査・体力 試験・資格調査とする。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員の任用に関する規則の施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成 22 年 3 月 19 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会告示第 1 号

熊本県職員の任用に関する規則の施行規程の一部を改正する規程
熊本県職員の任用に関する規則の施行規程（昭和 46 年熊本県人事委員会告示第 1 号）
の一部を次のように改正する。

第 15 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り
上げる。

附 則
この規程は、告示の日から施行する。

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 22 年 3 月 19 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 9 号

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の管理職手当に関する規則（昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 11 号）の
一部を次のように改正する。
別表第 1 警察の部警察本部の項中「情報分析官」を「情報分析官 暴力対策官」に改め
る。

附 則
この規則は、平成 22 年 3 月 31 日から施行する。

熊本県職員の時間外勤務手当等に関する規則をここに公布する。
平成 22 年 3 月 19 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 10 号

熊本県職員の時間外勤務手当等に関する規則
熊本県職員の時間外勤務手当等の支給割合に関する規則（平成 6 年熊本県人事委員会規
則第 23 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 26 年熊本県条例第 2 号。以下
「一般職員給与条例」という。）第 13 条及び第 14 条の規定に基づく時間外勤務手当
及び休日勤務手当の支給については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところ
による。

（時間外勤務手当の支給割合）

第 2 条 一般職員給与条例第 13 条第 1 項の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に
掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

（1）一般職員給与条例第 13 条第 1 項第 1 号に掲げる勤務 100 分の 125

- 員会が定める日
(休日勤務手当の支給割合)
- 第4条 一般職員給与条例第14条の人事委員会規則で定める割合は、100分の135とする。
(雑則)
- 第5条 この規則に定めるもののほか、時間外勤務手当及び休日勤務手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
附 則
(施行期日)
- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
(熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部改正)
 - 熊本県職員等の給料等の支給に関する規則(昭和26年熊本県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。
第10条中「第10条」を「第8条の3」に、「又は次項」を「、勤務時間条例第8条の3第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日又は次項」に改める。
第11条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項の」を「第1項の」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。
2 職員が勤務時間条例第8条の3第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌月の」とあるのは、「勤務時間条例第8条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する月の翌月の」とする。
(熊本県職員等の給与簿に関する規則の一部改正)
 - 熊本県職員等の給与簿に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。
第4条中「時間外勤務」の次に「、時間外勤務代休時間、時間外勤務代休時間にした勤務」を加える。

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年3月19日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第11号

- 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年熊本県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。
目次中「及び深夜勤務」を「、深夜勤務及び時間外勤務代休時間」に、「第8条の6」を「第8条の7」に改める。
第3条第2項中「第10条」を「第8条の3」に、「第9条第1項において」を「以下」に改める。
第3章の章名中「及び深夜勤務」を「、深夜勤務及び時間外勤務代休時間」に改める。
第8条の6の次に次の1項を加える。
(時間外勤務代休時間の指定)
- 第8条の7 勤務時間条例第8条の3第1項の人事委員会規則で定める期間は、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号。以下「一般職員給与条例」という。)第13条第5項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月(次項において「60時間超過月」という。)の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。
- 任命権者は、勤務時間条例第8条の3第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間(同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。)を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等(休日及び代休日(勤務時間条例第10条第1項に規定する代休日を含む。以下同じ。))を除く。第4項において同じ。)に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における一般職員給与条例第13条第5項の規定の適用を受ける時間(以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。
(1) 一般職員給与条例第13条第1項第1号、第3項又は第4項に掲げる勤務に係る時間(次号に掲げる時間を除く。) 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数
(2) 熊本県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年熊本県条例第14号。以下「育児休業条例」という。)第15条(育児休業条例第22条において準用する場合を含む。)又は第25条の規定により読み替えられた一般職員給与条例第13条第1項ただし書又は第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数
(3) 一般職員給与条例第13条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

- 3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分（年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。
 - 4 任命権者は、勤務時間条第8条の3第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。
 - 5 任命権者は、職員があらかじめ指定時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、外勤務代休時間を指定しないものとする。
 - 6 任命権者は、勤務時間条第8条の3第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。
 - 7 時間外勤務代休時間の指定の手續に關し必要な事項は、人事委員会が定める。
- 第9条第1項中「（同項に規定する代休日という。以下同じ。）」を削り、「（休日）」を「（勤務時間条第8条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日）」に改める。
- 第11条中「範囲内の残日数」の次に「及び残時間数」を、「切り捨てた日数」の次に「及び時間数」を加え、「1日」を「1時間」に改める。
- 第23条（見出しを含む。）中「及び第4章」を「から第4章まで」に改める。
- 附 則
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県人事委員会告示第2号

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成22年3月19日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程
熊本県職員等の給与簿取扱規程（昭和32年熊本県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中第11号を第12号とし、第2号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号中「熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年熊本県条例第13号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に改め、同号を第2号とし、同条に次の1号を加える。

(1) 時間外勤務代休時間 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年熊本県条例第13号。以下「勤務時間条例」という。）第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間をいう。

第4条中「第3条第3項」を「第3条第2項」に改め、「週休日の振替等」の次に「、勤務時間条第8条の3第1項の規定に基づく時間外勤務代休時間の指定」を加える。

第6条第1項中「宿日直勤務（宿直勤務及び日直勤務をいう。以下同じ。）」の次に「並びに時間外勤務代休時間の勤務」を加え、「氏名並びに」を「氏名、」に改め、「時間数」の次に「、時間外勤務代休時間にした勤務の一般職員給与条第13条第6項に規定する減じた割合別の時間数」を加え、「及び休日勤務手当の支給される日の勤務」を「、休日勤務手当の支給される日の勤務及び時間外勤務代休時間の勤務」に改める。

第8条中「別記第1号様式」の次に「及び別記第1号様式の2」を加える。

第9条中「勤務実績報告書」の次に「のうち第1号様式」を加え、同条第2号中「を転記する。」を「（時間外勤務については、次項第1号により記入すべき時間数を除いた時間数）を記入する。」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第1号様式の2の各欄は、次の要領で記入する。

(1) 「60時間超過時間外勤務」の欄

一般職員給与条第13条第5項に規定する60時間を超えて勤務した全時間について、時間外勤務手当の支給割合別の合計時間数を記入する。

(2) 「時間外勤務代休時間」の欄

時間外勤務代休時間について、当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務の時間の属する年月別及び一般職員給与条第13条第6項に規定する減じた割合別の合計時間数を記入する。

時間外勤務代休時間に勤務した場合においては、当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務の時間の属する年月別及び一般職員給与条第13条第6項に規定する減じた割合別の合計時間数を「-」の符号を付して記入する。

第17条第13号中「=「時間外勤務手当」の欄の金額」を

$$\text{「+」} \left\{ \left(\text{給料の月額} \times 1.2 \right) \div \left(1 \text{週間当たりの勤務時間} \times 5.2 \right) \times \left[\frac{150}{100} \right] \right. \quad \left. \left(\text{円未満四捨} \right) \right.$$

五入) } ×勤務実績報告書の60時間超時間外勤務の $\left(\frac{150}{100}\right)$ の時間数欄の時間数 + { (給料の月額 × 12) ÷ (1週間当たりの勤務時間 × 52) × $\left(\frac{175}{100}\right)$ (円未満四捨五入) } ×勤務実績報告書の60時間超時間外勤務の $\left(\frac{175}{100}\right)$ の時間数欄の時間数 + { (給料の月額 × 12) ÷ (1週間当たりの勤務時間 × 52) × $\left(\frac{50}{100}\right)$ (円未満四捨五入) } ×勤務実績報告書の60時間超時間外勤務の $\left(\frac{50}{100}\right)$ の時間数欄の時間数 - (給料の月額 × 12) ÷ (1週間当たりの勤務時間 × 52) × $\left(\frac{25}{100}\right)$ ×勤務実績報告書の時間外勤務代休時間欄の25%割増分から指定した代休時間欄の時間数 × $\left(\frac{100}{25}\right)$ - (給料の月額 × 12) ÷ (1週間当たりの勤務時間 × 52) × $\left(\frac{15}{100}\right)$ ×勤務実績報告書の時間外勤務代休時間欄の15%割増分から指定した代休時間欄の時間数 × $\left(\frac{100}{15}\right)$ - (給料の月額 × 12) ÷ (1週間当たりの勤務時間 × 52) × $\left(\frac{50}{100}\right)$ ×勤務実績報告書の時間外勤務代休時間欄の50%割増分から指定した代休時間欄の時間数 × $\left(\frac{100}{50}\right)$ = 「時間外勤務手当」の欄の金額(円未満切捨て)に改める。
別記第1号様式の次に、次の様式を加える。

別記第1号様式の2

C No.							ページ							記入件数							所 属 名													所属コード													勤務実績報告書(60時間超)													平成 年 月 日提出			点検者		記入者																																										
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108
氏 名																				職員番号							対 象			事業科目コード													60時間超時間外勤務 (時間外勤務代休時間から指定したものを含む)									時間外勤務代休時間																																																							
																																											150 100 の時間数			175 100 の時間数			50 100 の時間数			25%割増分 から指定し た代休時間			15%割増分 から指定し た代休時間			50%割増分 から指定し た代休時間																																																	
																																											時間			分			時間			分			時間			分																																																	

